

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 伊奈町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	13	3,200	20	3,200	0	0
1	53	エチルベンゼン	6	3	85,900	7	4,800	0	81,100
1	71	塩化第二鉄	1	13	8,900	15	8,900	0	0
1	76	イブシロン-カプロラクタム	1	13	1,500	21	1,500	0	0
1	80	キシレン	10	1	488,500	2	11,400	0	477,100
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	13	72,000	9	72,000	0	0
1	134	酢酸ビニル	1	13	7,100	17	7,100	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	9	18,860	14	18,860	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	5	311,500	4	0	0	311,500
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	8	73,700	8	0	0	73,700
1	300	トルエン	9	2	1,506,190	1	434,190	0	1,072,000
1	308	ニッケル	4	6	6,770	18	6,770	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	434,830	3	110,530	0	324,300
1	400	ベンゼン	4	6	60,900	10	0	0	60,900
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	13	24,000	13	24,000	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	13	130,000	6	130,000	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	13	32,000	11	32,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	13	25,000	12	25,000	0	0
3	35	メタノール	2	9	7,500	16	7,500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	9	131,500	5	131,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	9	3,700	19	3,700	0	0
合計			—	—	3,433,550	—	1,032,950	0	2,400,600

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。